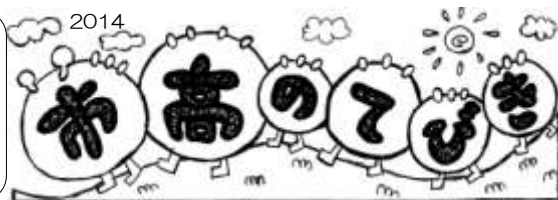


7,8
月号



京都市立高等学校教職員組合
HP アドレス
<http://www8.plala.or.jp/kyotoshiko/>
〒606-8397 京都市左京区
聖護院川原町 4-13 京都府教育会館
TEL771-1328 FAX752-2148

夏休みまであと少し。成績処理や保護者懇談、また、夏休みが始まっても、補習に合宿、採用試験など、みなさん、まだまだ忙しい日が続くと思いますが、夏休みを利用して、できるだけリフレッシュしましょう！

今月号は、夏休み直前ということで、特別休暇を特集します！



夏休

特別休暇の1つで、夏季特別休暇のことです。7月から9月の間の5日以内で請求することができます。半日単位で取得できます。

教職員組合の運動によって、2009年には3日から4日へ拡充、2013年には試行として4日から5日へ拡充、2014年からは5日への拡充が制度化されました。

教職員が夏季において、盆等の諸行事、帰省等の家族旅行、健康増進のためのスポーツ、自宅での休養、趣味・娯楽等を行うためのものです。

特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他特別の事由によって勤務しないことが相当である場合の有給休暇のことです。特別休暇は、休暇・権利の拡充の運動を通して、給与条例・規則等で定められています。臨時的任用教職員には、特別休暇の一部はまだ適用されていません。

特別休暇の期間には、週休日・休日を含むのが原則ですが、「その都度必要と認められる期間」のいくつかの特別休暇については、週休日・休日を含まず、分割して取得することができるよう運用されています。

*裏面に、特別休暇のいくつかの例を示します！

特別休暇基準及びその期間（一部）

範囲	期間										
①職員の結婚の場合	6日以内で、その都度必要と認められる期間										
②妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が医師等の保健指導又は健康診査を受ける場合	1日を超えない範囲内で必要と認められる期間。ただし、その回数は次のとおり。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>妊娠等の期間</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>24週まで</td> <td>4週間に1回</td> </tr> <tr> <td>25週から36週まで</td> <td>2週間に1回</td> </tr> <tr> <td>37週から出産まで</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>出産後1年まで</td> <td>その間1回</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">* 医師等の特別の指示があった場合は、いずれの期間についても、その指示された回数とする。</p>	妊娠等の期間	回数	24週まで	4週間に1回	25週から36週まで	2週間に1回	37週から出産まで	1週間に1回	出産後1年まで	その間1回
妊娠等の期間	回数										
24週まで	4週間に1回										
25週から36週まで	2週間に1回										
37週から出産まで	1週間に1回										
出産後1年まで	その間1回										
③妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は当該職員の心身の状態から母体又は胎児の健康保持に必要があると求められる場合	正規の勤務時間につき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要とされる期間										
④妊娠中の女性職員が妊娠に起因すると認められる障害のため勤務することが著しく困難である場合	3週間以内で必要と認められる期間										
⑤職員の出産の場合（産休）	出産予定日8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から産後8週間を経過するまでの期間										
⑥配偶者の出産の場合	3日以内で、その都度必要と認められる期間										
⑦職員が生後1年6月に達しない子を育児する場合	職員と配偶者の利用する時間を合計して1日90分以内とし、原則として1日2回各45分。ただし、通勤時間等の関係によりやむを得ないと認められる場合は、1回30分を下らず、合計90分を超えない期間										
⑧配偶者の出産の場合で、産前産後の期間に子の養育を行う場合	出産予定日8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から産後8週間を経過するまでの期間に5日以内でその都度必要と認められる期間										
⑨生理日に勤務することが著しく困難である場合	1回について2日以内で必要とする期間										
⑩職員の親族(右の欄にあげる親族)が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	<p>配偶者：10日 父母：7日 子：5日</p> <p>祖父母：3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）</p> <p>孫：1日 兄弟姉妹：3日</p> <p>おじ又はおば：1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては7日）</p> <p>父母の配偶者又は配偶者の父母：3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては7日）</p> <p>子の配偶者又は配偶者の子：1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては5日）</p> <p>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹：1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては3日）</p> <p>おじ又はおばの配偶者：1日</p> <p>* 葬儀のため遠隔の地に赴く場合、往復に要する日数を加えた日数となります。</p>										
⑪交通機関の事故等による不可抗力の場合	その都度必要と認められる期間										
⑫裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署の呼出しに応じる場合	その都度必要と認められる期間										
⑬選挙権その他公民としての権利を行使し、義務を履行する場合	その都度必要と認められる期間										
⑭夏季において盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を図る場合（夏休）	1年について7月から9月の間の5日以内でその都度必要と認められる期間（半日単位で取得できる）										
⑮職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く）を行う場合（ボランティア休暇）	1暦年について6日以内でその都度必要と認められる期間（1日、半日又は1時間単位で取得するものとする）										